

佐野ブランドキャラクター「さのまる」派遣の手引き

平成27年4月

1 さのまるの活動の目的

さのまるは、佐野市シティプロモーション推進基本計画に基づき、本市のシンボルとして市のPR活動を行うことを目的に活動しています。この活動目的をご理解の上、さのまるへの派遣依頼をくださいますようお願い申し上げます。

- ・ 目的に沿わないもの及びさのまるのイメージを損なうおそれのあるものには、派遣できませんのであらかじめご了承ください。
- ・ 派遣の決定に当たっては、内容、情報発信効果、行政の関与度合、場所・時間、スケジュールなどから総合的に判断します。
- ・ 原則として着ぐるみのみの貸し出しは行いません。

2 さのまる派遣の基準

■ 原則下記の事項に該当する場合、派遣できませんのでご了承ください。

- (1) 本市の信用または品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがある場合
- (2) キャラクターのイメージを損なうおそれがある場合
- (3) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれがある場合
- (4) 特定の個人、法人、政党、宗教団体等を支援または公認しているような誤解を与え、または与えるおそれがある場合
- (5) 本市の事務執行の都合上派遣することができない場合
- (6) その他、社会通念上、本件着ぐるみの派遣にふさわしくない場合

■ 出動時間について

多くのイベントに参加することができるよう、以下の方針で出動を行っています。

派遣時間は午前9時から午後9時までの間で1日1時間以内、出演時間は30分間以内で1日1回とし、同一イベントへの2日以上派遣はできません。ただし、特に本市のPRに効果的と判断し、必要と認めた場合は、派遣時間等を変更することができます。

2 派遣決定に至るまでの流れ

(1) 主催者から「佐野ブランドキャラクター「さのまる」派遣依頼書（別紙）」を提出

- * 依頼書は郵送・FAX・メールにて提出ください。
- * 依頼書はイベント等開催日の3か月前から14日前までの期間受け付けます。
- * 事前のさのまるのスケジュール予定についてのお問い合わせは受け付けておりませんのでご注意ください。
- * ポスター等周知物の作製等の理由により、4週間よりも早く派遣の可否の決定が必要な場合、ご相談ください。

(2) 派遣の可否を決定

- * 派遣日の約3～4週間前から順次決定します。
- * 派遣が決定した場合には、「佐野ブランドキャラクター「さのまる」派遣確認書」をお送りします。また、派遣ができない場合には、電話にて連絡します。

(3) 派遣決定後の連絡について

* 派遣に関する調整を電話またはメールにて行います。

* なお、派遣決定の連絡後であっても荒天や雨天時の屋外派遣等の事由が生じた場合は、派遣の中止・変更を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。

3 注意事項等

(1) 原状回復

依頼者は、依頼者が故意または過失により着ぐるみを滅失、破損、焼失その他損害を与えたときは、速やかにその旨を佐野市に連絡し、かつその請求に従い、原状回復その他の方法により損害の賠償をしなければなりません。

(2) 責任の制限

派遣により、依頼者が被った被害、又は依頼者が第三者に与えた損害に対し、佐野市は一切その責めを負いません。

4 その他

(1) さのまる派遣決定後は、出勤スケジュールを「さのまるオフィシャルサイト」に順次掲載します。

(2) 原則として、派遣に当たり、以下の準備をお願いします。詳細はご相談ください。

■ご準備いただくもの（※費用負担をお願いします）

○さのまるの控室

- ・外部から見えず出演場所に極力近い場所
- ・他の出演キャラクターと同じ控室で問題ありませんが、イベントスタッフや他の出演者とは控室を別にしてください。
- ・屋外においては、床養生もお願いします。
※なお、控室への出入りは、主催者・関係者におかれましてもご遠慮ください。

○駐車場（ワゴン車1台分）

- ・控室に極力近い場所

○補助者1名

- ・会場・控室への案内等をお願いします。

(3) さのまるの派遣に際して、事前告知（チラシ作成、HPやブログ等）にさのまるデザインを使用される場合には別途手続き（佐野ブランドキャラクター使用申請書の提出）が必要です。

5 連絡先

佐野市都市ブランド推進室

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1

TEL. 0283-27-3012 FAX. 0283-21-5120

E-MAIL toshibrand@city.sano.lg.jp

さのまるオフィシャルホームページ <http://sanomaru225.com/>